

公 営 ・ 町 営 住 宅 の 募 集 に つ い て

富士見町営住宅条例第3条第2項の規定により入居者の募集を次のように行うことを公示する。

令和8年9月1日

富士見町長 渡辺 葉

1. 募集住宅 (3 戸)

- (1) 団地 富里公営住宅 B203 号 (平成 11 年度建築)
所在 富士見町落合 11227 番地 172
間取 3DKY
戸数 1 戸
- (2) 団地 乙事町営住宅 2 号、4 号 (昭和 60 年度建築)
所在 富士見町乙事 529 番地 2
間取 2KY
戸数 計 2 戸

2. 入居資格 公営住宅法第23条及び富士見町営住宅条例第5条第1項の規定による。

- (1) 地方税を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (3 カ月以内に婚姻する婚約者を含む) がある者であること。
- (3) 下記の収入基準を満たしている者であること。
収入基準
一般世帯 (世帯の総所得額―諸控除額) /12=158,000 円以下
裁量世帯 214,000 円以下
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 町内に住所または勤務場所を有すること。
- (6) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと。

3. 申込方法 総務課・管財係備え付けの申込用紙に記入し、必要書類を添えて申し込む。

4. 募集期間 9月1日～9月15日まで

5. 選考方法 公営住宅法第25条及び富士見町営住宅条例第8条の規定により公開抽選により選考する。

6. 入居期間 原則として入居決定後10日以内

7. 家 賃

- ・ 富里公営住宅 B203 号 20,800 円～40,900 円
(公営住宅法に基づき、世帯収入、立地条件、規模、建築年数等を基に算定)
- ・ 乙事町営住宅 2 号 30,100 円
- ・ 乙事町営住宅 4 号 30,100 円
(富士見町営住宅条例により決定)